

令和2年度第1回 陸前高田市景観審議会

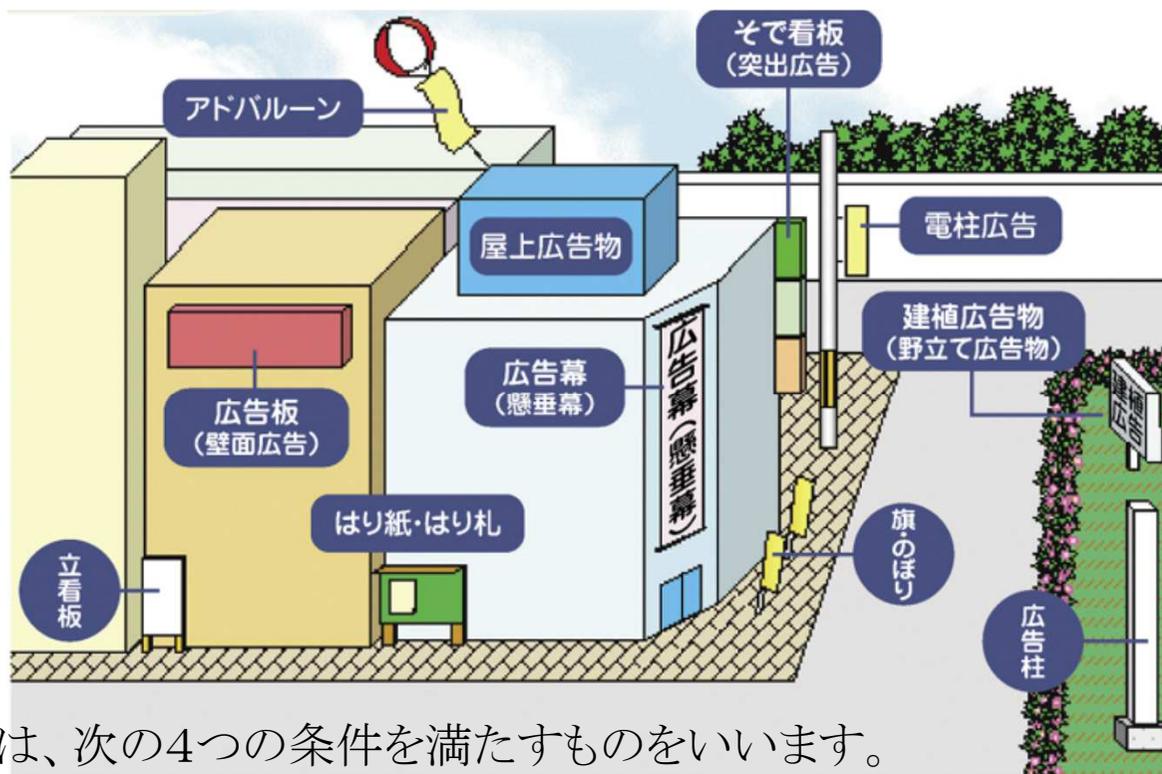
【議案第1号】

陸前高田市屋外広告物条例の改正について

令和2年12月11日

陸前高田市建設部都市計画課

1. 屋外広告物とは



屋外広告物とは、次の4つの条件を満たすものをいいます。

- ①常時または一定の期間継続して、
- ②屋外で、
- ③公衆(不特定多数の人)に、
- ④看板、立て看板、はり紙や広告板、建物その他の工作物に、

掲出・表示されたもの

2. 屋外広告物制度とは

【屋外広告物法】

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告物業について、必要な規則の基準を定めることを目的とする。

【陸前高田市屋外広告物条例】

(趣旨)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持に関し必要な事項を定めるものとする。



これらの法令に基づき、具体的な屋外広告物に対する規制や、屋外広告業の適正化のため指導等を行っています。

3. 条例改正の背景

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が課題となっています。

【事案：札幌市】

・ビル壁面に設置されていた看板の一部が、強風と老朽化により、15mの高さ から落下。通行中の女性の頭部に直撃。

【事案：県内】

・広告物の一部が、台風による強風の影響で破損・落下。（人的被害なし）



本市において、より一層の安全対策を図るため条例を改正しようとするもの。

4. 改正内容(①管理義務を負う者)

現行

◆現行の条例・規則に規定なし

※ 現行条例では、表示者又は設置者が広告物の管理者を置かなければならないとするのみ。

改正後

◆条例に規定

- ・「表示者」
- ・「設置者」
- ・上記の者が置く「管理者」
- ・「所有者」
- ・「占有者」

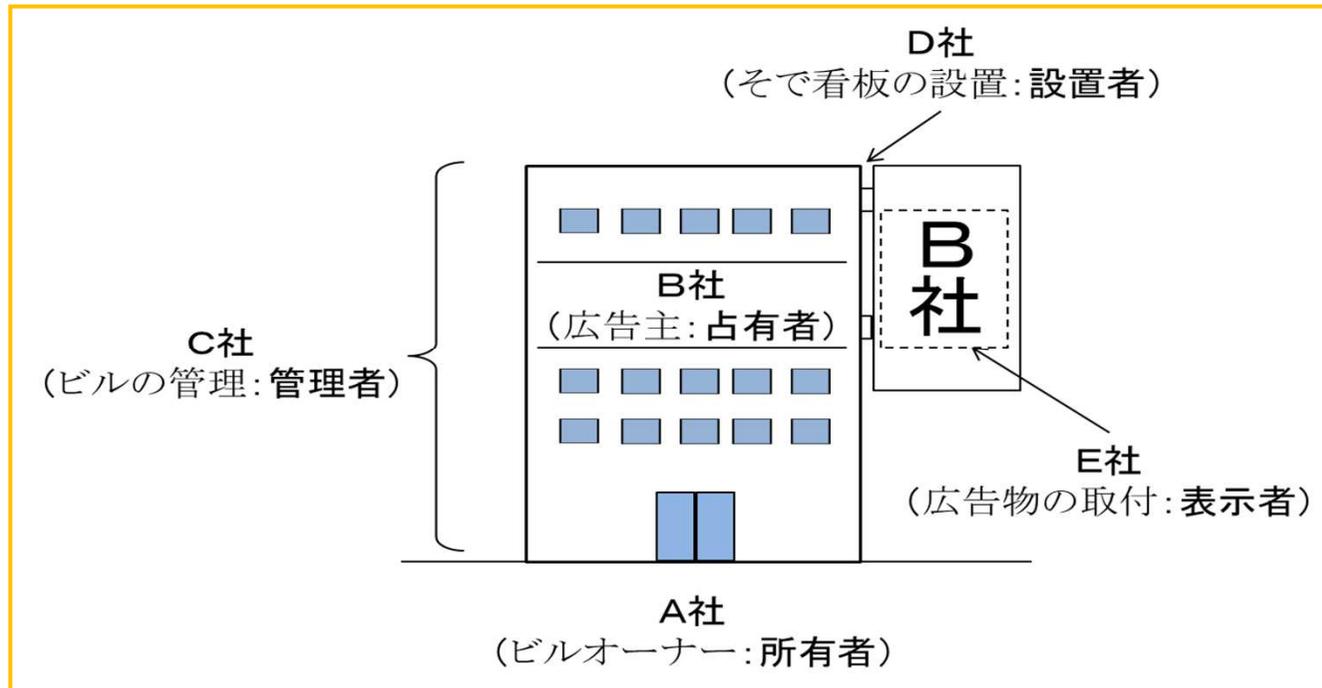
【改正理由】

現行制度では、屋外広告物が表示又は設置された場合、これを表示又は設置した者らがその管理を行うことを自明と捉えていたため、管理義務を負う者を明示していなかったもの。

しかし、近年の自然災害の甚大化、県内での屋外広告物の破損・落下事故等から、管理の確実な実施が重要であることを踏まえ、管理義務を負う者を明確に規定しようとするもの。

なお、屋外広告物の落下等により人的・物的被害が発生した場合には、表示者、設置者、これらの者が置く管理者だけでなく、所有者、占有者も責任を負う場合があることから、これらの者も管理義務を負う者として規定しようとするもの。

4. 改正内容(①管理義務を負う者【例示】)



所有者:A社 テナントビルのオーナー会社

占有者:B社 ビルのテナント会社で、ビルのそで看板に広告を出している広告主

管理者:C社 A社からビル全体の管理運営を委託された会社

設置者:D社 A社の依頼により、ビルにそで看板を設置した屋外広告業者

表示者:E社 C社からB社の社名広告を依頼され、そで看板に広告物を取り付けた広告代理店

※1 所有者:広告が表示される建築物や工作物等の物件を所有する者

※2 占有者:広告が表示される建築物や工作物等の支配権を有し、実際に使用収益している者

4. 改正内容(②管理義務の内容)

現行	改正後
◆現行の条例・規則に規定なし	◆条例に規定 「劣化及び損傷の状況の確認、補修、除却その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければならない。」

【改正理由】

現行制度では、屋外広告物が表示又は設置された場合、これを表示又は設置した者らがその管理を行うことを自明と捉え、条例等に規定を置いていない。

しかし、現行制度では、管理の程度について、管理を行う者によってバラつきが生じかねないことや、近年、自然災害の甚大化、県内での屋外広告物の破損・落下事故等から、管理の確実な実施の重要性を踏まえ、管理の内容を明確に規定しようとするもの。

4. 改正内容(③点検の義務付け)

現行

◆現行の条例・規則に規定なし

※ 現行では、更新許可申請時に添付されている屋外広告物等現況調書(確認項目6項目)により屋外広告物の状態を把握

改正後

◆条例・規則に規定

- ・義務者:所有者又は占有者
- ・点検時期:許可更新申請前
3月以内
- ・点検項目:17項目
- ・報告時期:更新許可申請時

【改正理由】

現行では、規則において、屋外広告物の更新許可申請時に屋外広告物等現況調書(点検結果)を添付することのみ規定している。

しかし、点検の実施が屋外広告物の安全対策上、重要な要素であることを踏まえ、点検の義務付けを具体的に条例及び規則で規定しようとするもの。

4. 改正内容(④有資格者が点検する屋外広告物)

現行

◆条例・規則に規定なし

※ 許可期間6月以内の屋外広告物、又は、**自家用**を除く高さ4m超、かつ、面積10㎡超の屋外広告物については、有資格の管理者が記載した屋外広告物等現況調書の提出を規則で規定

改正後

◆条例・規則に規定

許可期間6月以内のものを除く、高さ4m超、かつ、面積10㎡超の屋外広告物

※ **自家用、非自家用の区別なし**

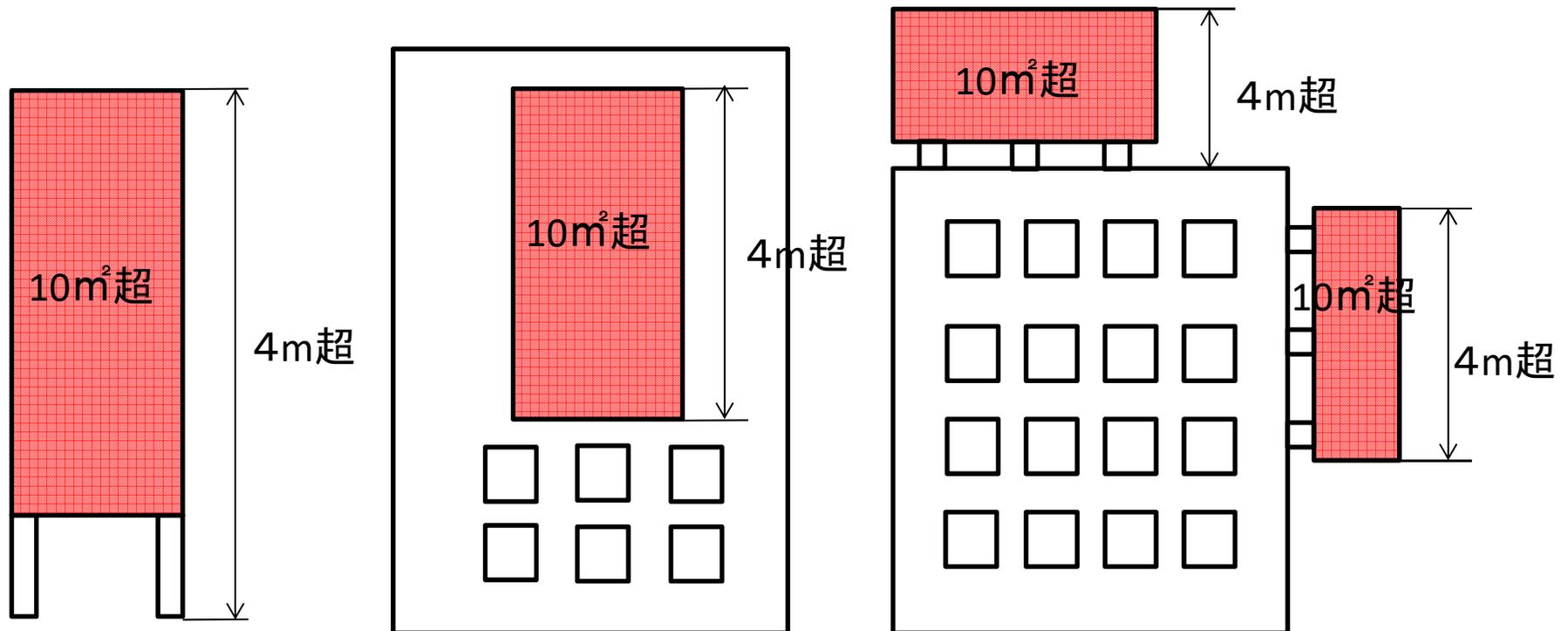
【改正理由】

現行制度では、有資格者による点検を義務付ける趣旨の規定はないものの、規則で、許可期間が6月以内の屋外広告物、又は、自家用を除く高さ4m超、かつ面積10㎡超の屋外広告物について、有資格の管理者が記載した屋外広告物等現況調書の提出を求めている。

改正案では、これまで同様、許可期間が6月以内のものは除外するものの、自家用の屋外広告物についても一定規模を超える場合には、危険性、事故の影響等は非自家用の広告物と同様と考えられることから、有資格者による点検が必要な屋外広告物として条例・規則に規定しようとするもの。

4. 改正の内容

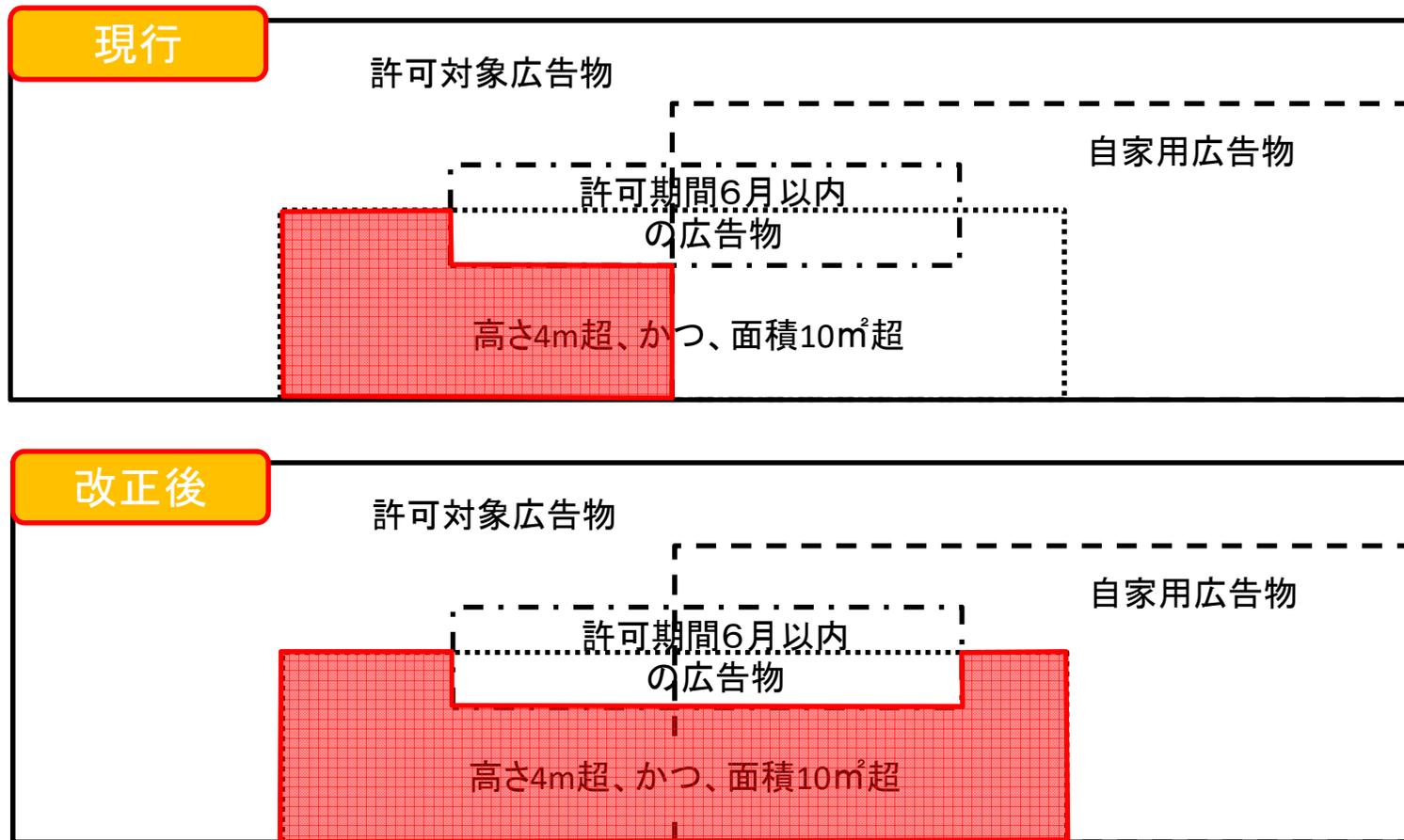
(④有資格者が点検する屋外広告物【例示】)



自家用広告物： 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、**自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する屋外広告物又はこれを掲出する物件**をいう。

4. 改正の内容

(④有資格者が点検する屋外広告物【範囲】)



有資格者による点検が必要な範囲が拡大します。

4. 改正内容(⑤有資格の点検者の範囲)

現行

◆条例・規則に規定なし

※ 現行制度では、条例・規則において屋外広告物等現況調書を記載すべき有資格者として次のとおり規定

- 1 屋外広告士
- 2 職業訓練指導員免許所持者
- 3 建築士

改正後

◆条例・規則に規定

- 1 屋外広告士
- 2 職業訓練指導員免許所持者
- 3 建築士
- 4 点検技能講習修了者

【改正理由】

今般の規制見直しにより、資格を有する者による点検対象件数が増加することが見込まれること。

そのため、対象となる屋外広告物の点検が適時漏れなく実施されるよう、点検を実施できる資格又は技能を有する者が確保されている必要があるため、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が公益目的事業として行う点検技能講習を修了した者を加えようとするもの。

4. 改正内容(⑥点検の実施時期)

現行

◆条例・規則に規定なし

- ※ 現状では、全景写真の撮影時期に合わせて更新許可申請前1月程度で実施。

改正後

◆規則に規定 更新許可申請前3月以内と規定

- ※ 広告物の更新許可を申請をする場合、申請前3月以内実施した点検の結果を記録した点検報告書を申請書に添付。

【改正理由】

更新許可の申請にあたって、直近の広告物の状況を把握する必要があること、及び点検を実施した結果、改善措置が必要となった場合の修繕等の期間を考慮し、点検の実施時期を更新許可申請前3月以内と規定しようとするもの。

- ※ 更新許可申請時において改善措置が完了していないからといって不許可となるものではないこと。

4. 改正内容(⑦点検項目)

現行

(屋外広告物等現況調書)規則

項目
1 取付(支持)部分の変形又は腐食
2 主要部材の変形又は腐食
3 ボルト、ビス等のさび
4 表示面の汚れ、変色又は塗料等のはく離
5 表示面の破損又は老朽
6 その他

改正後

(屋外広告物等安全点検報告書)規則

点検箇所	点検項目
1 基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき 3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
2 支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間 2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落
3 取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等 3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常
4 広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
5 照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 3 周辺機器の劣化、破損
6 その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品)の腐食、破損 2 避雷針の腐食、損傷 3 その他点検した事項()

【改正理由】

より一層、安全性の確保を図る観点から、劣化等の起こりやすい箇所を踏まえ、安全点検報告書の点検項目・点検内容を細分化しようとするもの。

4. 改正内容(⑧点検報告書の添付書類)

【現行】

- ・規則に規定

【全景写真】

更新許可申請前に撮影したカラー写真

【改正後】

- ・規則に規定

【全景写真】

更新許可申請前3月以内に撮影したカラー写真

【その他】

市長が必要と認める書類

【改正理由】

全景写真の撮影時期については、作業場の都合を考慮し、点検の実施時期との整合を図ろうとするもの。

「市長が必要と認める書類」としては、補修を要する場合に改善措置に関する計画等を求めることを想定して規定しようとするもの。

5. 今後の予定

- 令和3年3月 条例案の議案提出
- 令和3年3月 条例の公布
- 令和3年7月 条例の施行